

「Delight ローンカード・Delight ローンカードカードレス」会員規約

会員は、下記に定める会員規約（これに付随する特約、規約等がある場合はこれを含む。）の各条項を契約内容とすることに同意するものとします。

第一章 一般条項

第1条（会員）

1.会員とは、本規約を承諾のうえ、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）にローンカード（以下 Delight ローンカード及び Delight ローンカードカードレスを含めて「カード」といいます。）の入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.会員は当社との金銭の借入（以下「融資」といいます。）に関する一切の行為について本規約を遵守するものとします。

第2条（契約の成立時点）

会員と当社との間のカード契約は、会員が当社に入会の申込みをし、当社が所定の審査のうえ、必要な手続きを完了したときに成立します。

第3条（カードの貸与・会員資格の有効期間）

1.当社は、会員 1 名につき 1 枚のカードを発行し、貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。

2.Delight ローンカードカードレスとは、ローンカード原板を発行・貸与しないカードをいい、当社が送付する「カード送付のご案内」に記載の「ご本人カード番号」を「カード」とみなすものとします。

3.Delight ローンカードとは、ローンカード原板の発行を希望する場合に、ローンカード原板を発行・貸与するカードをいいます。

4.会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとし、Delight ローンカードのローンカード原板を貸与されたときには、直ちにローンカード原板の署名欄に自署するものとします。

5.カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。

6.会員資格の有効期間は、入会日の属する年の翌年 9 月末日までとします。当社が引続き会員として認める場合は、当社所定の時期に会員資格を 1 年間更新するものとし、その後も同様とします。

7.前項の有効期間内であっても、利用が 3 年間なく、かつ融資残高がないときはその時点で、自動的に会員資格を失い、脱会扱いとされる場合があることに会員は異議ないものとします。

8.会員が第 4 項又は第 5 項のいずれかに違反したことにより他人にカードを利用されたときは、会員は当該カード利用に係る当社に対する債務について全て支払の責を負うものとします。

第4条（暗証番号）

1.当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を当社所定の方法により登録します。但し、申出がない場合又は当社が暗証番号としてセキュリティ上、不適格と判断した場合は、当社所定の暗証番号を登録します。

2.会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当該利用は全て会員による利用とみなし、会員が支払の責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

3.会員は当社所定の方法にて申出ることにより、暗証番号を変更することができます。

第5条（カードの機能・取引を行う目的）

1.会員は、カードを利用して、日本国内において、融資を受けることができます。

2.カードの取引を行う目的は、生計費融資に限定されるものとします。当社から融資を受けた金銭を事業のために使用したり、他社の債務弁済のために使用したり、ギャンブルの資金として使用することはできません。

第6条（カードの利用可能枠）

1.カードの利用可能枠は、会員が希望する利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した枠までとし、利用可能枠の増枠は会員が要請し当社が認めた場合のみとします。但し、当社が、当社又は他社における会員の利用状況もしくは支払状況又は信用状態等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも利用可能枠を減枠（利用可能枠を0円にすることを含みます。以下同じ。）できるものとします。

2.会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

3.当社が利用可能枠を超えて融資をした場合であっても、その超過金額についても本規約が適用されるものとします。

4.会員が当社から複数枚のカード（クレジットカードを含みます。以下、本項において同じ。）の貸与を受けた場合、各カードの利用残高が各カードの利用可能枠の合計額の範囲内であっても、各カードの合計利用残高が当社の別に定める会員単位の利用可能枠を超える場合には新たなカード利用はできないものとします。

第7条（お支払）

1.カードを利用した融資の融資金及び利息（以下「支払金」といいます。）は当社にお支払いいただきます。

2.支払金その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下「カード利用による支払金等」といいます。）は、日本円により、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の会員名義の口座（以下「指定口座」といいます。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社が認めた場合又は事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込又はコンビニエンスストアでの入金などによりお支払いいただく場合があります。

3.カード利用による支払金は、原則として毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月27日（以下「約定返済日」といいます。約定返済日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。カード利用による支払金は支払日の前日までに指定口座にご用意願います。）に前項の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により、翌々月以降の27日からお支払いいただくことがあります。また、会員の都合によりお支払いいただけない場合で当社が適当と認めたときは、当社は金融機関に再度口座振替の依頼をすることができるものとします。

4.会員は、当社が、前項に定める支払いその他の会員が当社に対して負う債務の支払いについて、当社又は金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払いと取り扱うことができることに異議がないものとします。

5.前三項にかかわらず、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関等の定めるところにより隨時弁済をすることができる場合もあります。

第8条（カード利用による支払金等の充当順位）

会員の返済した金額が本規約及び当社とのその他の契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。但し、会員があらかじめ指定し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第9条（カードの紛失・盗難・偽造等）

1.会員は、カード入会と同時に当社のカード会員保障制度にご加入いただきます。

2.会員は、カードの紛失又は盗難等があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。また、会員は当社又は当社が指定

する者の調査に協力するものとします。

3.会員が前項の手続を行った場合、カード紛失・盗難、第三者によるカード番号又はカード番号に係る ID 番号等の盗用、その他の事由により、他人に不正利用されたカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。

4.下記のいずれかに起因する損害については、当社負担の対象とはならず、全額会員の負担となります。(1)会員の故意又は重大な過失に起因する損害。(2)会員の家族・同居人・留守人・関係人による不正利用に起因する損害。(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失に起因する損害。(4)会員が第 2 項の届出を怠る、カードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用に起因する損害。(5)カード利用の際、暗証番号の入力を伴う取引についての損害。(本章第 4 条第 2 項但し書きの場合を除きます。)(6)会員が正当な理由なく、当社又は当社が指定する者の調査等に協力しない場合。

5.会員が脱会又は会員資格を喪失した場合は同時にカード会員保障制度の適用資格を失うものとします。

6.Delight ローンカードのローンカード原板は紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合には、当社の定める方法等によりカード再発行手数料として 330 円（うち消費税 30 円）をお支払いいただきます。

7.会員のカード情報をもとに作出された偽造カードを使用した不正取引に係るカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

8.会員は第三者にカード番号又はカード番号に係る ID 番号等を盗用され、不正な取引が行われたことを知った場合は、速やかに当社に連絡するとともに被害状況等の調査に協力するものとします。

9.第 7 項の定めにもかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員は当該カードの利用代金について支払の責を負うものとします。(1)会員に故意又は重大な過失がある場合。(2)会員の家族・同居人・留守人・関係人の使用に起因して不正取引が発生した場合。(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて発生した不正取引の場合。(4)会員がカードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用をしていた場合。(5)会員が正当な理由なく、当社の調査等に協力しない場合。

第 10 条（会員資格の喪失とカードの利用停止・返却）

1.会員が次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなく当社が貸与した全てのカード（クレジットカードを含みます。以下、本条において同じ。）の利用について、全部又は一部の停止、会員資格の喪失、法的措置、その他必要な措置をとることができるものとします。(1)入会、届出、調査等に際し、虚偽の申告をした場合。(2)本規約のいずれかに違反した場合。(3)当社に対する支払債務の履行を 1 回でも怠った場合。(4)本章第 11 条の各項及び第 18 条の 2 の各項のいずれかに該当した場合。(5)カードに係る利用状況もしくは支払状況その他の事情を踏まえ、信用状態等がカード利用を認めるに適当でないと当社が判断した場合。(6)会員が死亡した場合。(7)会員が日本国内に居住しなくなった場合。(8)会員が日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合において、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社が確認できない場合、又は当社が収集した情報等により当該会員が適法な在留資格・在留期間等を保持していないと当社が判断した場合。(9)当社が会員に対して送付したカード（再発行カードを含みます。）について、当社所定期間内に受領されない場合。(10)当社が行う会員に係る各種確認や資料の提出の依頼等の調査にご協力いただけない場合。(11)会員が自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の委託先・派遣元等の従業員（以下「従業員等」という。）に対して、以下に掲げる行為、又は当該従業員等の就業環境を害するおそれのある行為をした場合。(ア) 暴言、誹謗中傷、威圧的な言動、性的な言動、従業員等の人格を攻撃する言動又は従業員等個人に対する攻撃的言動・要求。(イ) 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、又は従業員等の業務に支障が生じるような対応の要求。(ウ) 上記(ア) (イ) のほか、従業員等の心身又は就業環境を害するおそれ

のある行為。(エ)法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求。(オ)上記(ア)(イ)(ウ)(エ)のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為。(12)その他当社が会員として不適格と判断した場合。

2.会員が前項のいずれかに該当し、当社又は当社の委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちにカードの返却を行うものとします。また、会員は、本規約に基づく当社に対する債務については、カードの利用停止又は会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

第11条(反社会的勢力の排除)

1.カードの入会申込者及び会員は、カードの入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団。(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。(3)暴力団準構成員。(4)暴力団関係企業。(5)総会屋等。(6)社会運動等標榜ゴロ。(7)特殊知能暴力集団等。(8)前各号の共生者。(9)テロリスト等(疑いがある場合を含む。)(10)日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者。(11)その他前各号に準ずる者。

2.カードの入会申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。(1)暴力的な要求行為。(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。(5)その他前各号に準ずる行為。

3.カードの入会申込者及び会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、カードの入会申込者及び会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、カードの入会申込者及び会員は、これに応じるものとします。

4.カードの入会申込者及び会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、カード入会を認めること、又はカードの利用を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、カード入会申込を認めることを拒絶し、又は会員資格を喪失させができるものとします。会員資格が喪失した場合、会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5.第4項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、カードの入会申込者及び会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により、カードの入会申込者及び会員に損害等が生じた場合にも、カードの入会申込者及び会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

6.第4項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、当該未払債務が完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第12条(会員の都合による脱会)

会員が都合により脱会するときは、当社所定の届出をするとともに当社にカードを返却するか、当社の指示により会員においてカードを裁断し破棄するものとします。但し、当社に脱会の申出をした場合であっても、本規約に基づく会員の当社に対する債務の全額を完済したときをもって脱会したものとします。なお、会員は、本規約に基づく当社に対する債務については、脱会の申出後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

第13条(期限の利益喪失)

1.会員が次のいずれかに該当したとき(但し、第2号から第5号までの事由については、当社が当該事由の発生を知ったとき)は、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。なお、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。(1)融資の支払金の支払を1回でも遅滞したとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停

止したとき。(3)強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(4)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(5)カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等を行ったとき。

2.会員が次のいずれかに該当したときは、当社の通知又は請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(2)第三者に債務整理等の委任をすること、その他信用状態が著しく悪化したとき。

第14条（届出事項の変更）

1.会員は、当社に届出た会員の自宅住所・氏名・取引目的・職業・勤務先・連絡先電話番号・指定口座等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、遅滞なく、所定の届出書又は電話もしくはインターネット等の当社所定の方法により届出事項及び年収、世帯主の内容等賃金業法又は割賦販売法等に基づき当社が必要とする事項を当社に届出又は通知するものとします。

2.会員は、前項の届出又は通知を怠ったことにより、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、当社が通常到達すべきときに会員に到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、前項の届出又は通知を行なわなかつたことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

3.会員が当社に対して第1項に定める届出又は通知を行わなかつたときであっても、当社が適法・適正に収集した会員の個人情報その他の情報により届出事項に変更があったと判断した場合には、当社は当該届出事項について第1項の届出又は通知があったものとして取り扱うことがあり、会員はこれを異議なく承諾するものとします。

4.会員は、当社に届出た自宅住所とは別の住所をご利用代金明細書の送付先として申出することができるものとします。但し、この場合であっても、当社が法令又はその他合理的な理由により必要と認めた場合は、当社はご利用代金明細書を自宅住所宛てに送付するものとします。なお、ご利用代金明細書以外の送付物（カードの送付、お支払いに関するご通知等の送付、その他事務処理に関する通知等の送付など。）の送付先については、会員が当社に届出た自宅住所と別の住所にすることはできないものとします。

第15条（収入証明書等の提出）

会員は、当社から源泉徴収票等の収入又は収益その他資力を明らかにする書面又は当該書面の写し（以下「収入証明書等」といいます。）の提出等に関する以下の事項に異議なく同意するものとします。(1)会員が当社から収入証明書等の提出を求められたときは当社が定める期間内にこれに応じること。(2)前号により提出した収入証明書等に記載された内容を当社が確認するとともに当社が定める期間は記録・保存すること及び会員の返済能力の調査に使用すること。(3)第1号により提出した収入証明書等は会員が脱会又は会員資格を喪失した場合であっても返却しないこと。(4)収入証明書等の提出に応じていただけないとき又は収入証明書等を提出いただいても当該収入証明書等の記載内容及び返済能力の調査結果によっては、会員に通知することなく利用可能枠の減枠もしくはカードの利用停止又は会員資格を喪失させる場合があること。

第16条（住民票等取得の同意）

カード入会申込者及び会員は、本申込みを行う者が申込書に記載されたカード入会申込者又は会員に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、当社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第17条（規約の変更）

1.当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。(2)変更の内容が本契

約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第18条の1（犯罪収益移転防止法に基づく対応の同意）

1.カード入会申込者及び会員は、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき、本人特定事項の確認（以下「本人確認」といいます。）を求められることに関して、以下の事項に異議なく同意するものとします。(1)当社から運転免許証・健康保険被保険者証等の公的資料又はその写し（以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。）の提示・提出を求められたときはこれに協力すること。(2)犯罪収益移転防止法に基づき、当社と提携する金融機関、提携企業に対して当社が本人確認業務を委託する場合があること。(3)当社に提出された本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。(4)犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあること。

2.カード入会申込者及び会員は、外国の重要な公的地位（政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等）を現在もしくは過去に有する本人又はその家族（犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」といいます。）に該当する場合（入会後に該当することとなった場合を含みます。）は、以下の事項に異議なく同意するものとします。(1)外国PEPsに該当する旨及びその国名と職名を直ちに当社へ届出すること。(2)当社の求めに応じて追加の本人確認書類を提示・提出すること。(3)当社所定の期間内に追加の本人確認書類の提出・提示がない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあること。(4)追加で当社に提出された本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。

※外国PEPsの詳細は、当社ホームページURL(<https://www.jaccs.co.jp/service/peps.html>)にてご案内しております。

※外国PEPsは、犯罪収益移転防止法の規制によりカードを利用する都度の本人確認が必要となり、第二章第1条第1項に定める利用方法の制限を受けます。そのため、外国PEPsに該当するカード入会申込者又は会員に対して、当社がカードの入会をお断りし、利用を停止する場合があります。

第18条の2（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

1.会員は、以下の各号のいずれかに該当する行為を目的として、又はその手段として、本契約を締結してはならず、また、本契約に基づくサービスを利用してはならないものとします。(1)犯罪収益移転防止法に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事實を仮装し又は犯罪収益等を隠匿すること。(2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法に基づき国際テロリストとして公告された者その他テロリスト又はテロリスト団体との間で取引を行うこと。(3)外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者又は経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。(4)米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。(5)その他、前号各号に類する行為。

2.当社は、会員が前号各号に該当する行為を行ったと疑うに足りる相当の理由があるときは、会員に対し、当該行為に関する説明又は資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応じるものとします。

第19条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第二章 融資条項

第 1 条（融資方法）

1.会員は、当社の定めるカードの利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法により、当社から融資を受けることができます。(1)会員が当社所定の現金自動貸付機等（以下「CD・ATM」といいます。）に Delight ローンカードのローンカード原板を入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をした場合。(2)インターネットにより当社所定の申込手続をした場合。この場合の融資金は当社が定める日に第一章第 7 条に定める指定口座に振込むものとします。(3)その他当社所定の方法による場合。

2.当社からの融資は 1 万円単位で受けられるものとします。

3.当社は、会員からの融資申込について審査を行い適当と認めた場合、融資を実行するものとします。その場合、融資金を当社が送金又は CD・ATM が出金した時点をもって個別の金銭消費貸借契約の成立日とします。

第 2 条（返済方法と利率及び利息計算）

1.融資金の返済方法は、元利定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）とします。

2.(1)会員の毎月のリボルビング払のお支払コースは、表 1 に定める当社が設定したお支払コースとします。

【表 1】お支払いコース

【元利定額固定コース】

ご利用可能枠	50 万円以下	50 万円超 70 万円以下	70 万円超 100 万円以下	100 万円超 150 万円以下	150 万円超 200 万円以下
毎月の 返済元利金	11,000 円	15,000 円	21,000 円	21,000 円	23,000 円

ご利用可能枠	200 万円超 250 万円以下	250 万円超 300 万円以下	300 万円超 350 万円以下	350 万円超 400 万円以下	400 万円超 450 万円以下
毎月の 返済元利金	25,000 円	30,000 円	35,000 円	38,000 円	40,000 円

ご利用可能枠	450 万円超 500 万円以下
毎月の 返済元利金	45,000 円

(2)最終お支払時の返済元利金が申込時に指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、利息をこれに加算してお支払いただきます。

(3)利息の実質年率は当社が定めた利率（以下「約定利率」といいます。）とし、会員に通知するものとします。また、利息は前回返済後のリボルビング融資残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算とし、各約定返済日に経過利息を後払いするものとします。なお、ご利用後第 1 回返済分の利息の計算はご

利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。また、利用日から初回返済日までの利息が表1で定める毎月の返済元利金を超える場合は、同規定にかかわらず初回の利息金の1,000円未満額を切り上げた金額を当月の返済元利金としてお支払いいただき、切り上げ相当分は元金に充当するものとします。

(4)ボーナス併用払のボーナス支払月は年2回を限度とし、ボーナス支払月及びその加算金額は当社が設定した支払月及びその加算金額のうちから会員があらかじめ当社に届出るものとします。

3.会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。

また、第一章第17条の規定に従って当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるリボルビング融資残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

4.会員は、融資に係る利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

5.当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用して融資金を出金した場合、又は融資金の随時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって、貸金業法施行令第3条の2の3に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。

第3条（増額返済）

会員は、前条第2項による返済のほか、希望により約定返済日に約定の返済元利金を超えて返済することができるものとします。この場合、会員は当社所定の用紙に希望金額を記入のうえ、約定返済日の前月の25日までに当社に提出するものとします。なお、増額返済分の充当順位は第一章第8条に従うものとします。

第4条（一括繰上返済）

会員は、本規約に基づく残高を一括して繰り上げて返済することができるものとします。この場合は、本章第2条第2項の利息計算に従い、残元本全額と利息を支払うものとします。融資日と同日に返済する場合も同様とします。

第5条（期限前弁済）

会員は、融資の支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ約定利率の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

第6条（約定内容の変更）

会員が利用可能枠、毎月の返済元利金、ボーナス月加算返済元利金、ボーナス加算月の変更を希望する場合は、当社所定の用紙にて当社に提出するものとし、当社が認めた場合に変更されるものとします。なお、変更後の内容は、毎月25日までに変更手続が完了したものについて翌月27日より適用されるものとし、この変更通知は請求書をもって代えるものとします。

第7条（費用・公租公課等の負担）

1.会員は、口座振替による支払いにおいて会員の都合によりお支払いいただけない場合で、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたとき、又は当社が振込用紙等を送付したときは、システム処理料、事務手数料の費用として当社所定の手数料を負担するものとします。

2.会員は、金融機関等での振込やコンビニエンスストアで当社に対する支払金等の支払いをした場合の費用、その他当社に対する支払金の支払いに要する費用及び当社から会員への返金が発生した場合の返金に要する費用を負担するものとします。

3.会員は、当社から各種証明書等の交付を受ける場合は、当社所定の手数料を支払うものとします。

4.カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税及び地方消費税その他の公租公課は会員の負担とします。なお、会員は、消費税率及び地方消費税が増額変更された場合は、当該増額分についても会員が負担するものとします。

第8条（遅延損害金）

会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、融資の未払元本に対し、年20.00%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第9条（融資に係る書面の交付）

1.会員が融資を受けたときは、会員に対して貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。なお、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当該書面作成日時点でのものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。

2.前項にかかわらず、会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項及び第18条第1項に定める書面に代えて貸金業法第17条第6項及び第18条第3項に定める書面（なお、当該書面は貸金業法第17条第1項又は第18条第1項に定める書面より記載内容が簡素化されております。また、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当社が定める期間の終了日時点のものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。）を会員に対して交付することについてあらかじめ承諾するものとします。但し、会員は当社に申し出ることにより当該承諾を撤回することができるものとします。当社はこれに応じるものとしますが、この場合には貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。

3.次のいずれかに該当する場合には、当社が会員に対して通知することなくカードの利用を停止させていただく場合があります。(1)前二項に掲げる書面が住所不明等で不着となり、当社が会員の住所等について調査しても会員の住所が判明しない場合。(2)前二項に掲げる書面の送付について拒否される場合。

4.前項に基づいて当社がカードの利用を停止した後であっても、当社が認めた場合には、カードの利用の停止措置を解除する場合があります。

第10条（貸付けの契約に係る勧誘の承諾）

会員は、当社が会員に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うことについてあらかじめ承諾するものとしますが、会員が勧誘の全部もしくは一部について承諾しないとき又は当該承諾を撤回するときは、当社に対し勧誘の中止又は停止を求めることができ、当社はこれに応じるものとします。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供

1.会員は、信用情報機関が保有する信用情報に関して下記の事項に同意します。

(1)当社は、会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員に関する信用情報第3項第1号に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

(2)上記、第1項の照会により、これら信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

(注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

2.会員は、信用情報機関への信用情報の提供に関して下記の事項に同意します。

(1)当社は、会員に係る本契約に基づく別表1に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。

これらの信用情報は、当該信用情報機関において別表1に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

(2)上記、第1項により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a)株式会社シー・アイ・シー

会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。本契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額又は極度額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）の全部又は一部。

b)株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）の全部又は一部。

3.会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1)当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

a)上記、第2項第1号により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

b)信用情報機関が収集したa)以外の情報

c)信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2)当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

a)信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

b)信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3)当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（上記、第1項第1号から第3号）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（上記、第1項第1号）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4.当社が加盟する信用情報機関と提携する信用情報機関は下記のとおりです。

(1)当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

ナビダイヤル：0570-666-414

URL (<https://www.cic.co.jp/>)

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

ナビダイヤル：0570-055-955

URL (<https://www.jicc.co.jp/>)

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2)提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

TEL.03-3214-5020

URL (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>)

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

別表 1	登録情報 会社名	1.本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び申込みの事実)	2.本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	3.左記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合
登 録 期 間	株式会社 シー・アイ・シー (C I C)	当社が信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	契約期間中及び契約終了後 5 年以内	契約期間中及び契約終了後 5 年間
	株式会社 日本信用情報機構 (J I C C)	当社が信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後 5 年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)	契約継続中及び契約終了後 5 年以内

貸金業法第 17 条及び同法施行規則第 13 条の定めによる受取書面

ローンカード会員申込書（電磁的対応を含みます。）

※上記以外に受取っている書面がある場合は別途ご案内させていただきます。

「カード送付のご案内」の「ご入会日」は貸金業法で定める極度方式基本契約では、貸金業法第 17 条第 2 項第 2 号の「契約年月日」を表示したものです。

【相談窓口】

本規約についてのお問合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ、ご相談については、下記にご連絡ください。

株式会社ジャックス

登録番号：北海道財務局長（14）第 00007 号

日本貸金業協会会員第 000008 号

カスタマーセンター（お客様相談室）

〒194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田 5 丁目ビル

ナビダイヤル：0570-002277

借入れは計画的に、貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

【貸金の相談・苦情・紛争受付窓口】

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

KDC250430